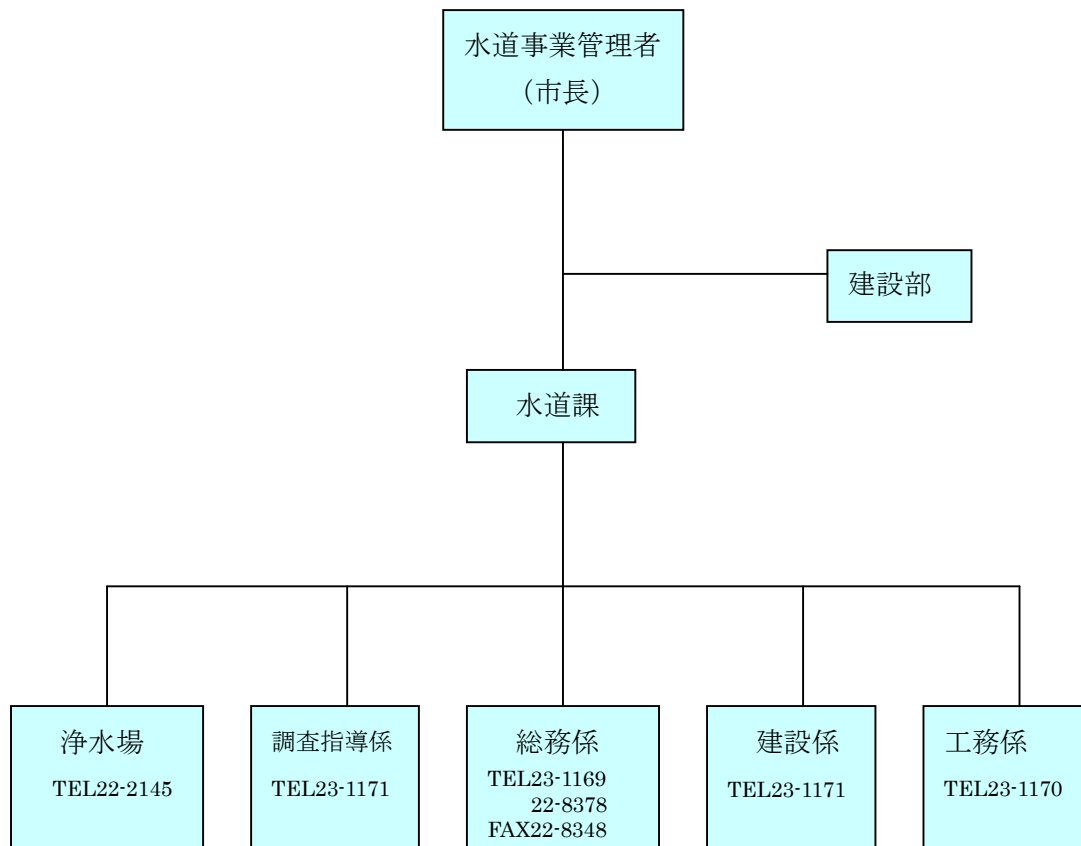


(組織図)



総務係

- (1) 文書の収発及び完結文書の保存に関すること。
- (2) 公印の保管に関すること。
- (3) 儀式に関すること。
- (4) 例規及び公告式に関すること。
- (5) 職員の任免、服務、分限、懲戒、給与その他身分に関すること。
- (6) 市長事務部局、監査委員及び議会との連絡に関すること。
- (7) 職員の出張及び研修に関すること。
- (8) 職員の保健衛生その他福利厚生に関すること。
- (9) 異議申立て、陳情及び訴訟に関すること。
- (10) 財産の取得、管理及び処分に関すること。
- (11) 財政及び資金計画に関すること。
- (12) 現金(小切手の振り出しを含む。)及び有価証券の出納及び保管に関すること。
- (13) 予算の編成及び執行に関すること。

- (14) 企業債、借入金、補助金及び積立金に関すること。
- (15) 財務諸表に関すること。
- (16) 決算に関すること。
- (17) 資材、物品の購入、検収、出納及び保管に関すること。
- (18) 水道使用料及び工事費の調定、賦課、徴収並びに還付及び減免に関すること。
- (19) 給水に関する諸届の受付及び処理に関すること。
- (20) 課内の取締り及び連絡、調整に関すること。
- (21) 工事の入札、契約に関すること。
- (22) 係に属する統計事務に関すること。
- (23) 職員の被服貸与に関すること。
- (24) 量水器等貯蔵品台帳の整理に関すること。
- (25) 固定資産台帳の整理保管に関すること。
- (26) 長門市下水道条例(平成 17 年長門市条例第 151 号)、長門市農業集落排水処理施設条例(平成 17 年長門市条例第 153 号)及び長門市漁業集落排水処理施設条例(平成 17 年長門市条例第 154 号)に基づく下水道使用料の徴収に関すること。
- (27) その他他係に属しないこと。

建設係

- (1) 施設の基本計画、拡張計画、設計及び施工監督に関すること。
- (2) 漏水防止対策に関すること。
- (3) 建設に係る渉外及び諸申請届に関すること。
- (4) 指定水道工事業者の指導監督に関すること。
- (5) 係に属する統計諸表に関すること。
- (6) 施設台帳、配管図の整理保管に関すること。
- (7) 施設工事の材料検査に関すること。
- (8) 施設工事の起工及び精算、検収に関すること。
- (9) 工事に伴う土地取得、補償に関すること。
- (10) その他送配水施設に関すること。

工務係

- (1) 給水装置及び送配水施設の維持管理に関すること。
- (2) 給水装置の新設、変更、工事の設計及び施工監督並びに維持管理に関すること。
- (3) 量水器の取替(計画を含む。)及び維持管理に関すること。
- (4) 給水工事に係る道路占用に関すること。給水工事施工台帳の整理保管に関すること。

- (5) 給水装置工事事業者の指定及び同指定事業者の指導監督に関する事。
- (6) 給水に付随する特殊器具、装置、機器等の承認に関する事。
- (7) 違反工事の取締りに関する事。

調査指導係

- (1) 量水器の検針に関する事。
- (2) 使用水量の認定及び不正濫用取締りに関する事。
- (3) 定期排水作業に関する事。
- (4) 漏水に係る調査、防止、調整等に関する事。
- (5) 専用水道及び貯水槽水道に関する事。
- (6) 工具、備品の整理保管に関する事。
- (7) 指定給水装置工事事業者の指導監督に関する事。
- (8) その他給水に関する事。

浄水場

- (1) 原、導、浄、送水施設(配水池を含む。)の運転及び維持管理に関する事。
- (2) 取水、送配水の計画調整に関する事。
- (3) 原水調査、保全に関する事。
- (4) 水量統計及び調査報告に関する事。
- (5) 水質の試験、検査、調査に関する事。
- (6) 夜間委託者の指示監督に関する事。
- (7) 各施設の衛生管理及び塩素外薬品の取扱いに関する事。
- (8) 公害防止に関する事。
- (9) 電気設備及び諸機器の保全管理に関する事。
- (10) 各簡易水道に係る前各号に関する事。

(その他)

第5条 主管の明らかでない事項は、課長の裁定を受けなければならない。

2 臨時又は特別の事務については、前条の規定にかかわらず別に主任者を定めて処理させることができる。

附 則

この規程は、平成17年3月22日から施行する。

附 則(平成18年水道課規程第1号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。